



令和7年第4回竹原市議会定例会一般質問

飛翔会 下垣内 和春

1 本郷安定型産業廃棄物最終処分場の今後と竹原市水道水源保護条例の制定に向けての考え方と方向性について

令和4年9月に本郷安定型産業廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）の操業が開始されてから3年余りの間に水質検査の基準値超過等により、4回の行政指導が行われる事態になっております。

すでに処分場から排水が始まっている本郷日名内地域は、古来より稲作中心の自然豊かな農業地域でありましたが、現在米作りを断念され、耕作放棄地も多くなる状況にあります。地域環境悪化への不安は日に日に増し、貴重な水を守るため、多くの竹原市民が竹原市の水道水源保護条例の制定を望んでおります。

条例制定の背景には、水道事業者は水道の水質を確保するために水源の保全を図る必要がありますが、水道法は水源地等に関する規定はなく、水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）等では、水道水源の保護を十分に図ることができない背景があります。

水濁法では、有害物質や汚染された排水を流す恐れのある施設（特定施設）の設置者に対し、設置等の届出が義務付けられています。しかし、特定施設に

安定型産業廃棄物最終処分場は含まれていません。

廃掃法では、施設設置に係る計画段階において、地域住民への情報提供等は義務化されておらず、周辺地域の生活環境の保全に対する配慮が十分に図られていない状況にあります。

水道水源保護条例は、大きく分けると次の3つの型に分類されます。1、水道水源地域において、一定の事業所施設設置を規制する条例の立地規制型、2、水道水源地域において、一定の事業所から排出を規制する条例の排出規制型、3、産業廃棄物処理施設等の特定施設に限定し、その設置等について、環境配慮等の手続きを定める条例の環境配慮型があります。（上記以外に地下水の採取等を規制する条例も存在します。）

三原市の水源保全条例は、「排出規制型」及び環境配慮手続きに重点を置いた「環境配慮型」の混合タイプです。

竹原市は、本市に最も適した水道水源保護条例の制定が必要です。

そこで、次の通り伺います。

- (1) 三原市本郷側のような調整池は、竹原市側にはまだ整備されていません。

竹原市側に処分場からの汚染水の可能性がある水がいつ流れるのか、又、広島県から排水等について、開始時期の連絡があるのか伺います。

- (2) 処分場から竹原市方面への汚染水の可能性がある水が流れ出した時の対策について伺います。

- (3) 竹原市は約7割が山林です。そのほとんどが放置状態にあり、山林を手放したい所有者もおられると考えます。本市の山林等の活用についての考えを伺います。
- (4) 処分場が事業を拡張する可能性が懸念されます。竹原市側の隣接山林への対策について伺います。
- (5) 処分場は、三原市、竹原市の分水嶺にあり、両市の大切な水道水源地域にあります。今後、竹原市に産業廃棄物最終処分場の設置等については、厳正に対処するため、水道水源保護地域を定める立地規制型を望みます。本市の考えを伺います。
- (6) 竹原市の対象事業場についての考えを伺います。
- (7) 水道水源保護地域において、対策事業場等を設置しようとする者は、その旨を最初に竹原市に届け、事業内容・事業活動に伴う水道水源地域への影響やその防止策について説明会を開催し、関係住民との協定を結ぶことを望みます。本市の考えを伺います。
- (8) 対象事業者に対して、排出水の汚染状態の調査に対象事業場等に立ち入って、排出水の処理状況等を調査できる必要限度においての条例について、本市の考えを伺います。
- (9) 竹原市の水道水源等を保護するための国、県及び地方公共団体への必要措置や協力要請が重要であります。本市の考えを伺います。

